

さくら市訓令第 24 号

さくら市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領を次のように定める。

平成 28 年 9 月 14 日

さくら市長 人見 健次

さくら市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、市が発注する工事を受注し、施工している中小・中堅元請建設業者（以下「受注者」という。）が地域建設業経営強化融資制度について（平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号・国総建整第 154 号国土交通省建設流通政策審議官通達。以下「融資制度」という。）を利用する場合におけるさくら市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 6 条第 1 項ただし書に規定する権利義務の譲渡の承諾に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 融資制度による工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の対象は、工事請負代金の額が 300 万円以上のもので契約書第 35 条第 1 項に規定する前払金の支払がされた工事とする。ただし、次に掲げる工事は除くものとする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 債務負担行為又は歳出予算の繰越し等により工期が複数年度にわたる工事で次の工事以外のもの
 - ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であって当該最終年度に完成が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって当該繰り越された年度に完成が見込まれる工事
- (3) 市の役務的保証を必要とする工事
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項又は第

167 条の 10 の 2 第 2 項（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づき低入札価格調査の対象となった工事

- (5) その他債権譲渡の承諾に不適当な事由があると認められる工事
(譲渡債権の範囲)

第 3 条 譲渡される工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、契約書第 32 条第 2 項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた目的物の出来形部分に相応する工事請負代金の額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 工事が完成する前に工事請負契約が解除された場合における譲渡される工事請負代金債権の額は、契約書第 51 条第 1 項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた目的物の出来形部分に相応する工事請負代金の額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

3 工事請負契約の変更により工事請負代金の額に増減が生じた場合は、譲渡される工事請負代金債権の額は、変更後の額とする。

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第 4 条 債権譲渡をすることができる者（以下「債権譲渡人」という。）は、資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の受注者とする。

2 債権譲渡を受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は、一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当であると認める者であって、中小・中堅元請建設業者に対し資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（電子記録債権（電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権の発行に関する指示を含む。）を行う者とする。

(承諾の時期)

第 5 条 債権譲渡を承諾することができる時期は、工事の出来高が 2 分の 1 以上に到達したと認められる日以降とする。ただし、工期が複数年度にわたる工事の場合は、当該工事の最終年度に施工する部分の出来高が 2 分の 1 以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の場合において、承諾にあたっての工事の出来高の確認については、月別

の工事進捗率等を記載した工事履行報告書（様式第2号）の受領をもって足りるものとする。

（承諾の申請）

第6条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾の申請にあたっては、共同して次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。この場合において、電子記録債権を活用するときは、第1号中「様式第1号」とあるのは「様式第1号の2」と読み替えるものとする。

- （1） 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通
- （2） 債権譲渡契約証書の写し 1通
- （3） 工事履行報告書（様式第2号） 1通
- （4） 発行日から3箇月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- （5） 保証委託契約約款等において、債権譲渡について保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該債権譲渡に関する保証人の承諾書 1通

（債権譲渡の承諾及び不承諾）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請を受理した日から起算して7日以内（さくら市の休日を定める条例（平成17年さくら市条例第2号）に規定する休日を除く。）に債権譲渡の承諾に必要な要件を確認し、当該申請が適当であると認めるときは、速やかに債権譲渡承諾書を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による承諾をしたときは、債権譲渡整理簿（様式第3号）に必要事項を記載し、管理するものとする。

3 市長は、前条の規定による申請が第2条に規定する対象工事に該当しない場合又は提出された書類により債権譲渡の承諾に必要な要件を確認することができない場合は、当該申請に係る承諾をしないものとする。この場合において、市長は、承諾をしない理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（様式第4号）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ交付するものとする。

（債権譲渡の報告）

第8条 債権譲渡人及び債権譲受人は、前条第1項の規定による債権譲渡の承諾を受けた後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合は、速やかに連署にて債権譲渡通知書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく工事請負代金の振込先を債権譲受人の指定する口座に変更するものとする。

(工事請負代金債権の請求)

第9条 債権譲受人は、債権譲渡人が契約書第32条第2項に規定する検査に合格し、目的物の引渡しを行った場合に限り、工事請負代金債権の請求をすることができる。

2 債権譲受人は、工事請負代金債権の請求にあたっては、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 請求書(様式第6号) 1通

(2) 債権譲渡承諾書の写し 1通

(3) 債権譲渡契約証書の写し 1通

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年10月3日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。